

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	第37号
登録教習機関名	一般社団法人 労働技能講習協会
登録教習機関の所在地	東京都豊島区南長崎4丁目20番5号 アーバン南長崎ビル5階
代表者職氏名	会長 齊藤 鷹一
事務所の名称	一般社団法人 労働技能講習協会 静岡連絡事務所
事務所の所在地	静岡県御殿場市萩原200番1号清尚ハイム101号
登録した技能講習の区分	37-12 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
登録年月日	令和5年6月30日
登録の有効期間の満了日	令和10年6月29日

令和5年6月30日

静岡労働局長